

チェックシート 【⑤京都市外から転入されたとき】（1 / 4）
 区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。
 他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口 番号	課	窓口 の色
	転入届 転入した日から14日以内	本人 又は 世帯主 代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・前住所の市区町村で発行した転出証明書（発行されない場合もあります。） ・マイナンバーカード ・特別永住者証明書・在留カード等 ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・パスポート等）（代理人の場合は）委任状 	2・3	戸籍住民担当	オレンジ
	印鑑登録 本人又は代理人 <small>本人が「官公庁発行の顔写真入り本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）」を持参して申請する場合以外は、登録に数日必要です。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・日本国政府発行のパスポート等）（代理人の場合は）委任状 				
	転校手続（小学校） 転校手続（中学校）	保護者	転入届の受理後に、転入学通知書を発行します。転校前の学校で発行された「在学証明書」と共に、指定小・中学校へ提出して下さい。（詳しくは、小中学校にお問い合わせください。）			
	国民健康保険 転入した日から14日以内	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード ・（代理人の場合は）委任状 	10	保険年金担当	ピンク
	後期高齢者医療 転入した日から14日以内	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・前住所の市区町村が発行する後期高齢者医療負担区分等証明書 ・マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード ・（代理人の場合は）委任状 			
	重度障害老人健康管理費 転入した日から14日以内	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療資格確認書 ・所得証明書（全項目証明） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・受給者の銀行等の通帳 ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）印鑑・委任状 			
	国民年金（加入者） 転入した日から14日以内	本人 又は 世帯主	<p>手続きは不要です。但し、海外から転入された場合は手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（手続きされる場合には）届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） 	11	京都西年金事務所	
	国民年金（受給者） 転入した日から14日以内	本人	<p>「年金受給権者 住所変更届」の提出が必要な場合があります。京都西年金事務所に確認してください。</p> <p>届出書は区役所保険年金担当（11番窓口）にあります。</p>			
	敬老乗車証 転入後速やかに	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等） ・課税・所得証明書（全項目証明） （代理人の場合は）委任状及び代理人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等） 	20	健康長寿推進課	緑
	老人医療 転入後速やかに	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険資格情報が確認できる書類 ・課税・所得証明書（全項目証明） ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等） 			
	介護保険 （65歳以上の方） 転入した日から14日以内	本人 又は 代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証明書（要介護認定を受けている方のみ） ・マイナンバーカード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状 	21		
	肝炎治療費の公費負担 転入した日から14日以内	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> （代理人の場合は）委任状及び代理人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等） ・健康保険資格情報が確認できる書類 ・印鑑（内容訂正時等に必要） <p>京都府外からの転入の場合は、他に必要な書類がありますので、右記までお問合せください。</p>	24		

チェックシート 【⑤京都市外から転入されたとき】（2/4）

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	被爆者健康手帳 転入した日から30日以内	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 被爆者健康手帳 住民票 印鑑（内容訂正時に必要） （手当受給者は）手当証書 （手当受給者は）銀行等の通帳 	24	健康長寿推進課	緑
	飲食店等 （営業許可・届出） 理容所・美容所 クリーニング所 公衆浴場等	本人 又は代理人	右記までお問合せください。 ※旅館業（民泊含む）は、医療衛生センター TEL：746-7209	80	医療衛生課	紫
	飼い犬登録変更	飼い主	<ul style="list-style-type: none"> 犬の登録事項変更届 			
	ごみに関すること		右記までお問合せください。	60	エコまちステーション	

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。

京都西年金事務所 TEL：323-1170 右京区西京極南大入町81（天神川五条上の一筋目西入）
 ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 ※IP電話・PHSからは03-6700-1165

2F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 該当する手帳 マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類 			
	特別障害者手当 障害児福祉手当 転入した日から14日以内	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類（受給資格者、配偶者、扶養義務者分） 			
	重度心身障害者医療 転入後速やかに	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳（1・2級の方） 療育手帳（A判定の方） 精神障害者保健福祉手帳（1級の方） 健康保険資格情報が確認できる書類 マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類（本人、配偶者及び扶養義務者分） 	50	障害保健福祉課	緑
	特別児童扶養手当	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 手当証書（お持ちの方） マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類（請求者、配偶者、対象児童及び扶養義務者分） 受給者の金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの 			
	障害福祉サービス		右記までお問合せください。			
	その他 （心身障害者扶養共済）		右記までお問合せください。			
	自立支援医療費（精神通院） （更生医療）	本人	右記までお問合せください。			
	難病等の医療費の公費負担	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 医療受給者証 健康保険資格情報が確認できる書類 			

チェックシート 【⑤京都市外から転入されたとき】（3 / 4）

2F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	児童手当 転出予定日から15日以内 請求手続が遅れると、遅れた月分の手当が受けられませんのでご注意ください。	父母 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 請求者の健康保険資格情報が確認できる書類 請求者の個人番号確認書類 請求者名義の金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。） 世帯の状況により、他に必要な書類があります。 請求者が公務員の場合は、勤務先でお手続きください。ただし例外あり（勤務先でお尋ねください。）	51	52	子どもはぐくみ室 緑
	子ども医療 転入後速やかに	父母 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康保険資格情報が確認できる書類（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。） 			
	保育所	保護者	右記までお問合せください。			
	幼児教育・保育の無償化	保護者	右記までお問合せください。			
	児童扶養手当 転入後速やかに	受給者	<ul style="list-style-type: none"> 手当証書（あれば） 個人番号確認書類（世帯全員分） 受給者の金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの 世帯の状況により、他に必要な書類があります。 市外から転入のひとり親の方で、前住所で手当の受給をされていない場合は、右記までお問合せください。	53		
	ひとり親家庭等医療 転入後速やかに	ひとり親家庭等の父又は母	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険資格情報が確認できる書類（対象者全員分） 戸籍謄本 個人番号確認書類（世帯全員分）又は、課税（所得）証明書（全項目証明） 世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	小児慢性特定疾患の医療費助成	保護者	右記までお問合せください。			
	自立支援医療費(育成医療)	保護者	右記までお問合せください。			
	新生児等訪問	保護者	右記までお問合せください。			
	妊婦健康診査受診券	本人	母子健康手帳、前住所での妊婦健康診査受診券			
	乳幼児健康診査 〔5歳7か月以下の子どもがいる方〕	保護者	母子健康手帳			
	防災マップの受け取り 自治会・町内会の加入に関する事		右記までお問合せください。	地域力推進室		

* 京都市子ども家庭支援課分室TEL222-3777（同分室のみ郵送可）
〒604-8571中京区上本能寺前町488 京都市役所北庁舎6階

チェックシート 【⑤京都市外から転入されたとき】（４／４）

軽自動車税事務所、
同事務所（分室）

現在、区役所内に市税の窓口はありませんので、税に関するお問合せは、区役所２階（西側）に設置しております税所属直通電話を御利用いただくか、以下の問合せ先に御連絡いただきますよう、お願いいたします。

【軽自動車税事務所】 伏見区深草中川原町13番地の7 京都管理基地事務所2階
【軽自動車税事務所（分室）】 中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階
(TEL: 213-5467)

※税所属直通電話の運用時間は8:45~17:00
管理所属は行財政局税務部税制課 (TEL: 222-3155)